

問 合 せ 先	健康福祉局保健部医療政策課市立病院 係（082-504-2668（直通））
	地方独立行政法人広島市立病院機構 ・広島市民病院（082-212-3229（直通）） ・北部医療センター安佐市民病院 （082-815-5211（代表）） ・舟入市民病院（082-232-6195（代表）） ・リハビリテーション病院（082-848-8001（代表）） ・自立訓練施設（082-849-2868（直通））
	広島市医師会運営・安芸市民病院 （082-827-0121（代表））

市立病院の診療費等の後納又は分割

1 支援策の内容

診療費に係る一部負担金等の後納又は分納の相談

2 対象者（要件等）

被災者が診療費の一部負担金等の支払いが困難な場合に、必要に応じて後納又は分納の相談をお受けします。

3 手続きの方法

- (1) 広島市民病院、北部医療センター安佐市民病院、舟入市民病院及び安芸市民病院
各病院事務室（医事担当）にお問い合わせください。
- (2) リハビリテーション病院
医療支援室（医事担当）にお問い合わせください。
- (3) 自立訓練施設
自立訓練科にお問い合わせください。